

利根町個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、町が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び町民に信頼される公正で開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ (略)

(2) (略)

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(5) (略)

(6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)で、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売し、若しくは頒布することを目的として発行されるものを除く。

(7) (略)

(8) (略)

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報取扱事務の届出)

第 6 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。また、届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報を収集する目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目(要配慮個人情報が含まれるときはその旨)
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が別に定める事項

第 2 項～第 5 項 (略)

(開示請求)

第 12 条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。ただし、本人が死亡した場合においては、本人の法定代理人若しくは相続財産管理人又は本人の事実上の婚姻関係にあった者(以下「代理人等」という。)は、本人とみなす。

2 (略)

3 (略)

(訂正請求)

第 25 条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正(削除を含む。以下同じ。)を請求(以下「訂正請求」という。)することができる。

2 第 12 条の規定は、訂正請求について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。